最終更新日：2020年5月15日

扶桑電通株式会社
代表取締役社長 有 冨　英 治
問合せ先：経営企画室
証券コード：7505

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

【基本的な考え方】
当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の健全性・透明性・公平性を確保するとともに、内部統制システムの充実・コンプライアンスの徹底に努め、以下の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

【基本方針】
1．株主の権利・平等性の確保
株主の権利を尊重し、少数株主や外国人株主を含む様々な株主の平等性の確保に努めます。
2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働
株主を含む全てのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3．適切な情報開示と透明性の確保
法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも主体的に取り組み透明性の確保に努めます。
4．取締役会の責務
透明・公正かつ迅速な意思決定を行うためにその役割・責務の適切な遂行に努めます。
5．株主との対話
持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、事業戦略、経営戦略、取引関係などを総合的に勘案し取引先との円滑な取引関係の構築・維持・強化を目的に株式を保有します。
また、主要なものについては毎年、取締役会において合理的な検証をするとともに、取引状況の変化によって買増しや、処分を行う場合は関係部門で協議し取締役会に諮っています。議決権の行使については、中長期的な観点で当社の企業価値向上につながるか等、当社への影響を総合的に勘案し判断します。

【補充原則4-1-3】
最高経営責任者である代表取締役社長については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々の当社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を取締役会で選定することとしております。
今後、後継者計画については、経営方針や具体的な経営戦略を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
現時点では、ジェンダーや国際性を含む多様性を確保しておりませんが、取締役会は当社業務に精通した業務執行取締役と社外における豊富な知見を有する社外取締役を組み合わせており、当社の事業内容、規模等においては知識、経験、能力等、全体として十分バランスがとれていると考えております。監査等委員としては、公認会計士と税理士を各々1名選任しており、取締役会として、財務・会計に関して十分な知見を有している者を確保しております。また、今年度より取締役会の実効性に関する評価・分析を実施して、取締役会の機能向上を図っております。
今後は、ジェンダーや国際性面での多様性確保について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、取締役の競業取引、取締役と会社間の取引については、会社および株主共同の利益を害することがないよう取締役会規程により取締役会の決議を得ることを定めています。
また、当社の執行役員・主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会等にて承認・確認を行っています。
なお、現段階においては主要株主は存在していません。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付企業年金制度の適正な運営を図るため、当該企業年金制度運営に関する重要事項を審議・報告する資産運用委員会を定期的に開催しています。
年金資産の運用については、運用の基本方針および政策的資産構成割合を策定しています。
人事面における取り組みについては、外部専門家を起用することで専門的な知識を補完し、外部専門家による勉強会や委員会 運営等を通じて、企業年金の運営に関わる人材の育成を行っています。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、新たに経営ビジョン、ミッションを定め、2019年度を初年度とした中期経営計画「FuSodentsu Vision2021 (ＦＳＶ2021)」を策定いたしました。
その内容は以下のＵＲＬに掲載しております。
https://www.fusodentsu.co.jp/fsv2021/01/

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書上記「1．基本的な考え方」に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
株主総会決議により決定された報酬の範囲内で代表取締役が素案を作成し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会の意見を取り入れ、取締役会で決定しております。
なお、2021年度以降の取締役の報酬については、2019年12月19日の指名・報酬委員会設置に伴い取締役会が指名・報酬委員会へ諮問を行い、指名・報酬委員会の審議および答申を経て、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で取締役会で決定する予定であり、取締役の報酬等に関する手続きの透明性・客観性の向上に努めております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選解任と取締役候補者の選解任指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役として相応しい豊富な経験・高い見識・高度な専門性を有する人物を候補者として代表取締役が素案を作成し、独立社外取締役の意見を取り入れ、取締役会で決定しています。
監査等委員の選任については、監査等委員会の同意を得て指名しています。
なお、2021年度以降については、上記、指名・報酬委員会設置に伴い、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問を行い、指名・報酬委員会の審議および答申を経て、取締役会で決定いたします。
取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会にて解任の要否を審議いたします。

(5) 取締役会が上記 ⑷ を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会招集通知の参考書類に各候補者の略歴および個々の選任理由等を記載しております。

【補充原則4-1-1】
当社は、経営の意思決定機関である取締役会において、法令または定款で定められた事項のほか、予算編成や組織人事に関する事項など、取締役会規程で取締役決議事項として定められた事項を決議しています。
その他の事項については、職務権限規程に基づき各業務担当取締役・執行役員に権限を委譲しており、社内規程により明確化されています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しています。

【補充原則4-11-1】
取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名、監査等委員である取締役5名の範囲内で構成することを基本的な考え方としています。
取締役の選任については、事業に関する豊富な経験・能力・多様性に配慮しつつ、総合的に評価・判断して選定します。また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般の株主と利益相反が生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っており、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2】
社外取締役をはじめ各取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の職務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知で開示しています。

【補充原則4-11-3】
当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。
自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。
2019年8月に取締役会の構成員である全ての取締役・監査等委員を対象にアンケートを実施しました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、2019年9月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行い、その結果の概要は以下のとおりです。
アンケートの回答からは、取締役会の構成・運営等おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。
一方、今後取締役会の実効性をより高めるため、資料の事前配布に努めるなど、さらなる環境整備に継続して取り組んでいくことを確認いたしました。
今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役向けに経済情勢・各種法改正・コンプライアンスなど、必要な知識の吸収と役割・責任を理解するための研修を実施しています。また、取締役が必要とする事業・財務・組織等に関する知識取得のための機会の提供・斡旋・費用の支援を行っています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、管理本部担当取締役がIR統括責任者となり、IR担当部署の経営企画室が経理部・総務部等と連携を取りながら対応しています。株主や投資家との対話(面談)の対応は、主にIR担当部署の経営企画室が対応しており、中長期的な保有を目的とする機関投資家等とはIR統括責任者等が面談に対応しています。

(1) 建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
(2) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
当社は、管理本部担当取締役がIR統括責任者となり、IR担当部署の経営企画室が経理部・総務部等と連携を取りながら対応しています。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み
株主や投資家との対話の場として、株主総会や個別の面談に対応していくとともに、当面、当社では、事業報告書等や当社ホームページ等を通じた情報発信を充実させてまいります。

(4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
管理本部担当取締役が必要に応じ、取締役会へ報告しています。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
株主や投資家との対話に際しては、決算情報に関しての対話を控える「沈黙期間」（決算日翌日から決算発表日まで）を設定し、公平性を確保しています。また、インサイダー情報の管理につきましては、社内規程を定め運用の徹底に努めています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
扶桑電通従業員持株会	294,509	19.27
滝内　裕子	80,043	5.23
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	80,000	5.23
太田　雅子	79,100	5.17
株式会社みずほ銀行(常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社)	69,753	4.56
吉田　稔	50,400	3.29
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED(常任代理人　三田証券株式会社)	49,600	3.24
HTホールディングス株式会社	31,000	2.02
加藤　盛三	16,000	1.04
大平　昭夫	15,000	0.98

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
泉澤　大介	公認会計士											
苫米地　邦男	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉澤　大介	○	○	―――	公認会計士として培われた財務および会計に関する専門的知識・豊富な経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。また、当社と同氏の間に特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準により独立性を有していると判断していることから、独立役員に指定しています。

苫米地　邦男	○	○	―――	税理士として培われた財務および会計に関する専門的知識･豊富な経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。また、当社と同氏の間に特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準により独立性を有していると判断していることから、独立役員に指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員である取締役のうち1名が常勤していることから監査等委員会の職務を補助する使用人はいませんが、要請があった場合は監査等委員会の職務を補助する体制を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査室、監査等委員会および会計監査人との相互連携は、内部統制機能を有する監査室が内部監査規程に基づく監査計画および監査実施状況を代表取締役社長に報告し、その内容について監査等委員にも報告しています。監査等委員は監査室から報告を受けるとともに、会計監査人からも随時報告を受け情報交換を行い、経営の監視機能に努めています。会計監査人は監査室が実施する内部監査に同行し問題点の把握に努め監査の実効性を高めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

2019年12月19日に指名･報酬委員会を設置いたしました。
2021年度以降の取締役の報酬については、取締役会が指名･報酬委員会へ諮問を行い、指名･報酬委員会の審議および答申を経て、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で取締役会で決定する予定であり、取締役の報酬等に関する手続きの透明性･客観性の向上に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2017年11月16日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2017年12月21日開催の第72期定時株主総会に付議し承認可決されました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第74期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の取締役(監査等委員を除く。)、取締役(監査等委員)に対する役員区分ごとの報酬等の総額は次のとおりであります。
取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。)の報酬等の総額　157,521千円
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)の報酬等の総額　22,713千円
社外役員の報酬等の総額　10,977千円
(注)役員ごとの報酬等の総額につきましては、総額1億円以上を支給している役員はありませんので、記載を省略しています。
上記報酬等の額には、取締役(監査等委員を除く。)5名に対する譲渡制限付株式報酬の当期に係る費用計上15,432千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で代表取締役が素案を作成し、独立社外取締役の意見を取り入れ取締役会で決定しております。なお、取締役の基本報酬については、特定の財務諸表に連動する形とはしていないため、業績連動給与としての開示および会計処理・税務処理は行っておりませんが、固定給部分と各期の業績および各取締役の貢献度を考慮した報酬となっています。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。 監査等委員である取締役については、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。
2021年度以降の取締役の報酬については、2019年12月19日の指名・報酬委員会設置に伴い取締役会が指名・報酬委員会へ諮問を行い、指名・報酬委員会の審議および答申を経て、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で取締役会で決定する予定であり、取締役の報酬等に関する手続きの透明性・客観性の向上に努めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。監査については、常勤の監査等委員である取締役、監査室と連携を図り、監査の実効性を高めています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社は、相談役･顧問制度に関する内規を定めておりますが、現在は対象者はおりません。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員のうち2名を当社との関係において一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立社外取締役として指定しています。監査等委員会は内部統制システムを採用した監査を行い、監査室から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて当社取締役、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制をとっています。
当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の意思決定機関として法令または定款に定めるもののほか、取締役会規程にて定めた決議事項について決議しています。
原則として月1回定期的に開催するほか、その他必要に応じて随時開催しています。
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、監査等委員の互選により常勤監査等委員を1名置いています。
各監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査等委員会規程および監査等委員会監査等規程に則り、取締役の職務の執行に関する適法性および妥当性について監査･監督を行っています。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監査･監督機能およびコーポレート･ガバナンス体制を一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行しております。また、経営の意思決定機関である取締役会と、その意思決定に基づいた業務執行を分担する執行役員制度を導入しています。
なお、取締役の指名･報酬等に関する手続きの透明性･客観性を確保しコーポレート･ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、指名･報酬委員会を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送については、法定期限の2週間前に対し20日前を目途に発送しております。 招集通知の発送前の事前開示については、発送の5日前を目途に東京証券取引所および当社ホームページにて公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が9月であることから、株主総会は毎年12月に開催しており、年間の集中日に株主総会を開催していません。
その他	当社ホームページに招集通知を公開しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しています。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに財務･業績データ、IR資料集（決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、報告書(株主通信)、ディスクロージャーポリシーを公表しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：管理本部担当取締役 IR担当部署：経営企画室	
その他	中長期的な保有を目的とする機関投資家等の個別の取材申し込みに随時対応させていただいています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、その運用を徹底し、継続的な改善･維持を行っています。これにより、企業活動、製品およびサービスで生じる環境への影響を持続的に改善し、地球環境に対する社会的な責任を果たすよう努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして次の事項を定めております。

1　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令・社会規範を厳格に遵守し正しい倫理観に則した行動により社会的責任を果たすため、「企業倫理憲章・行動規範」を制定し、役職者が率先垂範するとともに、経営トップが先頭に立ちコンプライアンス推進に取り組む。
法令・定款等に違反する行為を使用人が発見した場合の通報者の保護を含む内部通報制度を構築する。万一法令・定款等に抵触する事態が発生した場合には、取締役で構成するコンプライアンス委員会がその解決にあたる。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書について (以下、職務執行情報という。)の取り扱いは、当該担当取締役が所管し、文書管理規程およびそれに関連する業務マニュアルに従い適切に保存および管理を行う。取締役はこの職務執行情報を閲覧できるものとする。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
法令遵守、品質維持、災害事故防止、情報セキュリティ、環境保全に係るリスクについては、諸規程ならびにガイドラインを策定整備し、これらに基づき管理者を配置して損失の危険を防止する。新たに発生したリスクについては速やかに対応責任者を定め対応に万全を期す。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役はその職務執行において、定款、取締役会規程、常務会規程および職務権限規程に基づき付議基準に該当する事項については取締役会、常務会に付議することを遵守する。
(2) 経営方針については、毎年策定される年度事業計画および中期経営計画に基づき各部門において目標達成のために活動することとする。また、事業計画が当初の目標どおりに進捗しているか事業報告を通じ定期的に検証する。
(3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、職位者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

5　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するための補助者を置くことを求めた場合には、補助者を1名以上配置することとする。

6　前号の取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査職務の補助者の独立性および実効性を確保するため、当該補助者は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価等は監査等委員会の意見を聴取するものとする。
監査職務の補助者の任命、異動は監査等委員会の同意を得るものとする。

7　取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程の定めるところに従い、監査等委員会の監査に必要な報告および情報提供を行うこととし、その主なものは、次のとおりとする。
・内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
・内部監査部門の活動状況
・重要な会計方針、会計基準およびその変更
・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用および通報の内容
・稟議書、会議議事録、その他監査等委員会から要求された書類、電磁的媒体情報

8　監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に周知徹底する。

9　監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用および債務ならびにそれらの処理については、当該費用が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程の定めるところに従い、上記以外についても、監査等委員会監査の実効性を確保するために努力するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりません。その旨を「企業倫理憲章・行動規範」に定め、当社の役職員全員に周知徹底するとともに、事案の発生時には公的機関や弁護士と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対応できる体制を確立しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

